

No.	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
1	募集要項	2	第3 主な事業スキーム 1、(2)	契約期間は建物建築工事及び解体期間を含む期間の提案で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて事業用定期借地権設定契約書(案)第27条をご確認ください。
2	募集要項	2	1、(3)	工事期間中は建物着工及び解体の理解で良いでしょうか。 工事中地代は、本件建物の解体工事期間も同様に相談可能でしょうか。	「工事期間中」は、施設の整備期間を指し、解体工事期間は含みません。 解体工事期間中の地代は、事業用定期借地権設定契約書(案)第31条のとおり、別途協議の上、決定します。
3	募集要項	2	1、(4)	②地域の賑わい創出に支障となる恐れのある用途とはどのような業種でしょうか。	借地借家法第23条第1項により居住の用に供するもの並びに事業用定期借地権設定契約書(案)第3条に記載している用途を想定しています。
4	募集要項	2	1、(4)	昇降設備の施工費用、維持管理費、清掃費について、事業者側の見積により、当該見積額を超過する場合は、超過額の内容で計画してよろしいでしょうか	見積金額より高く提案をすることは可能ですが、事業予定者の決定基準にかかる評価点に影響します。 また、市の見積金額を超えて提案を行ったとしても、市は見積金額以上は支払いません。 市の見積金額より低く提案を行った場合は、その金額となります。 なお、提案後は金額変更は行いません。
5	募集要項	3	3 期待する事業(保育所の整備・運営)	保育所の整備にあたり、貴市より補助金を拠出していただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、上限金額をご教示いただけますでしょうか。	保育所の整備にかかる補助金については、国・府の補助金制度の有無をはじめ、整備する内容により活用できる補助金メニューが異なるため、まずは概略プラン、実施時期についてお示しください。

No.	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
6	募集要項	3	3	認可保育事業者は、箕面市での実績の有無は関係なく誘致してよいでしょうか。	認可保育所の整備・運営については、箕面市での実績の有無に関わらず実施していただけます。 募集要項等に記載の要件に沿ったご提案に基づき決定された事業者により整備・運営をしていただきます。
7	募集要項	3	2 高架下の活用に関する提案(2)	高架下店舗の事業期間の担保を主な目的として、貴市との間で高架下の活用に関する協定書を締結させていただくことは可能でしょうか。	協定書を締結することは可能です。
8	募集要項	4	4 箕面市まちづくり推進条例で定める駐車場及び駐輪場の確保(2)②	駐輪場占有期間の担保を主な目的として、貴市との間で駐輪場の設置に関する協定書を締結させていただくことは可能でしょうか。	協定書を締結することは可能です。
9	募集要項	4	4、(1)	立体利用施設に駐車場の設置は可能でしょうか。その場合、交通広場より一般車両の導入は出来るのでしょうか。	立体利用施設に駐車場の設置は出来ません。交通広場内に一般車両は進入できません。
10	募集要項	4	4、(1)	みのおキューズモールとの駐車場利用料の協議はどのタイミングで可能でしょうか。事業収支を計画するにあたり、事前協議を希望いたします。	事前協議は可能です。 個別にみのおキューズモールのご連絡先をお伝えしますので、希望される場合は電子メールにてお知らせください。
11	募集要項	4	4、(1)	「みのおキューズモール」の駐車場で最大281台まで確保できると明記されておりますが、確保されている場所はどの建物内になるのかお教えいただきたいです。	駐車場を確保する場所については、「みのおキューズモール」駐車場の場所を特定せず、全体の収容台数の中に含む考えです。

No.	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
12	募集要項	7	1 スケジュール	令和3年4月30日（金）（予定）の各種契約の締結スケジュールについて、案文調整等に時間を要する場合、スケジュールを変更していただくことは可能でしょうか。	可能です。ただし、可能な限り速やかに契約締結を目指すとともに、鉄道工事、その他周辺工事ともに令和5年度に竣工することが必須であるため、それに影響のない日程で再度調整を行うものとします。
13	募集要項	7	1 スケジュール	箕面市にとって大変重要な本件公募の提案期間について質問させていただきます。2021年1月22日～3月26日の提案書受付期間約2カ月間を延長される可能性はございますでしょうか。考案期間が非常に短い点について経緯・理由などございましたらお答えいただきたいです。	提案書の受付期間については、延長する予定はありません。受付期間は、箕面萱野駅の開業と同時に公共施設等をオープンすることを前提とし、事業者決定後の設計や工事にかかる期間を踏まえて設定をしたものです。また、本案件は、平成30年1月に（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業（PFI事業）の事業者選定にかかる入札公告にて、「付帯事業に関する事項」として既にその詳細な内容を公表し、これまでの間に、公募による対話等も行ってきていることから、この提案書の受付期間としています。
14	募集要項	9	(3) 応募者の資格要件	過去10年以内に大規模小売店舗の運営実績とは、店舗運営実績ではなく建物設置者という理解で良いでしょうか。	応募者の資格として、建物設置者でなく、店舗運営実績が必要です。建物設置者の場合は、店舗運営実績の要件を満たす事業者とグループを組成してください。
15	募集要項	14	3 申請書等の提出	登記簿謄本等の申請書等はいつ頃の通知・提出になりますでしょうか。	事業者（候補者）の決定・公表（令和3年4月13日（火）予定）後、速やかにご提出ください。その内容を確認後、各種契約の締結（令和3年4月30日（金）予定）を行います。
16	募集要項	16	1 敷地設定について	立体利用施設（北側交通広場の一部利用を想定）・バスターミナル・かやの広場（建物建築の想定無し）を併せた範囲で、一団地認定を取得することは可能でしょうか。	一団地認定を取得することは可能です。

No.	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
17	募集要項	16	1 敷地設定について	上記一団地認定を取得することが可能な場合、北側交通広場の一部のみを利用範囲とした立体利用施設は、接道要件を満たすものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	募集要項	16	1 敷地設定について	上記一団地認定を取得することが可能な場合、申請者は、貴市と事業者との連名になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	募集要項	16	1 敷地設定について	上記一団地認定を取得することが可能な場合、貴市との申請費用の負担割合は、どのように考えればよろしいでしょうか。	一団地許認可申請費用につきましては、事業者負担となります。また、申請資料等の作成及び関係各機関との協議についても事業者にて行うものとします。
20	募集要項	16	1 敷地設定について	上記一団地認定を取得することが可能な場合、一団地認定敷地内の仮想敷地同士での延焼ラインは発生しないと考えるよろしいでしょうか。また、バスシェルターが開放性のある簡易な建築物とみなされる場合は、隣棟間の延焼ラインも発生しないと考えるよろしいでしょうか。	一団地認定敷地内の仮想敷地間で延焼ラインは発生します。バスシェルターが開放性のある簡易な建築物であれば、バスシェルター側には延焼ラインは発生しません。ご提案いただく立体利用施設側には発生します。その際はバスシェルターが仮想敷地の境界線まで設置されることを前提として延焼ラインの設定をお願いします。
21	募集要項	16	1 敷地設定について	上記一団地認定を取得することが可能な場合、バスターミナルを通過しての南側道路（萱野区画道路1号線）への避難、かやの広場を通過してのかやの広場東側道路への避難は、有効な避難動線として認められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	募集要項	16	1 敷地設定について	上記一団地認定を取得することが可能な場合、消防活動空気を立体利用施設敷地範囲外（バスターミナル敷地）で確保する前提としてよろしいでしょうか。	消防活動空気を立体利用施設敷地範囲外で確保することは可能ですが、設置位置及び明示方法については、協議の上決定するものとし、明示にかかる費用については、事業者の負担とします。

No.	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
23	募集要項	16	2 都市計画における基本的な考え方	立体利用施設と高架下店舗はともに、都市計画法第53条許可が必要になりますでしょうか。	都市計画施設の建設でない場合は都市計画法第53条の許可が必要です。
24	募集要項	16	5 北側交通広場設計の影響について	立体利用施設1階部分にあたるバスターミナルに対する照明、その他設備の事業者側での整備は不要と考えてよろしいでしょうか。また、バスターミナル部分の維持管理・運營業務は、事業者の業務対象外であり、必要となる経費（水道光熱費・維持管理費等）の負担はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	募集要項	16	5 北側交通広場設計の影響について	「箕面萱野駅北側交通広場等基本設計（抜粋版）」のCADデータをいただけますでしょうか。	「箕面萱野駅北側交通広場等基本設計（抜粋版）」のCADデータをCD-Rに保存し配布します。また、希望者は、令和3年3月3日までに電子メールにて申込をしてください。申込方法は、募集要項9頁「3応募事務（2）募集要項等関連資料の配付」を参照し、メール件名は「箕面萱野駅北側交通広場等基本設計（抜粋版）（事業者名）」に替えてお送りください。
26	募集要項	17	6 北側交通広場地下埋設物の干渉について	立体利用施設及び高架下店舗の敷地は、整地した状態（更地）でお引渡しいただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	募集要項	17	7 駅舎及びキューズモールデッキとの連絡について	昇降施設と駅舎とのエキスパンションジョイントの設置について、工事着手可能時期をご教示いただけますでしょうか。また当該部分の計画を行うために、駅舎の図面（暫定版でも可）を開示いただけますでしょうか。	駅舎の図面については、北大阪急行電鉄株式会社が実施設計を行い、現在、箕面市まちづくり推進条例協議中ですので、図面データを配布することはできません。ただし、駅舎の図面の暫定版の閲覧は可能です。

No.	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
28	募集要項	18	8 昇降施設整備の仕様について	「階段及び踊り場の床仕上げについては滑りにくい材料で仕上げること。」と記載されていますが、滑り係数等の具体的な数値をご教示いただけますでしょうか。	C. S. R (滑り抵抗係数) = 0.4 以上でご検討ください。
29	募集要項	19	1 3 市の承諾が必要な事項	貴市の承諾が必要な事項①～⑤の提示について、事業者決定後、詳細検討の上、提出してもよろしいでしょうか。	事業者決定後に提出することは可能です。しかし、「価格以外の項目に関する評価」に該当する項目については、提案時にご提出ください。
30	募集要項	19	1 3 市の承諾が必要な事項③	昇降施設の工事費等については、貴市基準積算と比較した上で、どのような資料の提示及び協議が必要になりますでしょうか。	<p>昇降施設箇所の資料については、以下の成果品をご提出ください。</p> <p>実施設計図書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計図面（製本）A 2（見開き A 1）</li> <li>・実施設計図面（製本・縮小版）A 4（見開き A 3）</li> <li>・設計内訳書</li> <li>・積算根拠データ</li> <li>・見積比較表、見積書（3社以上）</li> <li>・構造計算書</li> <li>・設備機器容量、能力等計算書</li> <li>・単価根拠</li> <li>・建築確認申請、各種許可申請届出業務等に伴う許可書又は届出書の副本、協議経過報告書</li> <li>・打合せ記録等</li> <li>・電子媒体（ワード・エクセル・PDF・CAD）</li> </ul> <p>また、設計を進めて行く上での昇降施設の配置や、北側交通広場、駅舎、キューズモールデッキとの接続位置等の協議が必要です。</p>

No.	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
31	募集要項	19	10 北大阪急行南北線延伸事業について	工程および仮設計画、搬出入等を検討するために、駅舎および南側交通広場の工事スケジュール（発注時期含む）について、ご教示いただけますでしょうか。	駅舎工事及び南側交通広場（地下駐輪場含む）は、令和4年度から令和5年度にかけての工事を予定しています。詳細の工事スケジュール（発注時期含む）は、ともに、令和3年度中に実施設計を行いますので、令和3年度末に詳細の工事スケジュールが決定します。
32	募集要項	19	10 北大阪急行南北線延伸事業について	立体利用施設及び高架下店舗の工事の搬出入につきまして、配布資料aの工事ヤードAと交通広場南側道路からの搬出入動線が重なるとは考えられますが、搬出入における制限等は発生しないという認識でよろしいでしょうか。	募集要項19頁「11 交通広場工事との重複について」の記述のとおりとし、搬出入における制限等は別途協議の上、決定します。
33	募集要項	20	1 消防申請について	駅舎受信機との相互移報・通話機能等を行う上で、駅舎との境界際での接続工事のみとし、駅舎内での工事は発生しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	募集要項	20	2 高架下建設について	高架下店舗は、西側新御堂筋で接道要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	募集要項	20	2 高架下建設について	高架下店舗敷地と、北側交通広場のうち立体利用しない部分との境界は、お互いに隣地境界線からの延焼ラインが発生しないと考えてよろしいでしょうか。	高架下店舗敷地と交通広場との隣地境界は延焼のおそれがある部分となります。
36	募集要項	20	2 高架下建設について	高架下店舗において、新御堂筋への避難に加え、バスターミナルを通過しての南側道路（萱野区画道路1号線）への避難は認められると考えてよろしいでしょうか。	バスターミナルへの避難は認めます。ただし、接道は新御堂筋となりますので、新御堂筋への避難動線を確保する必要があります。

No.	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
37	募集要項	20	3 高架躯体点検及びメンテナンス工事対応について	高架躯体、路面等の異常発見時の貴市への報告について、「詳細の点検方法等について、道路占用申請の際に道路管理者と協議すること。」と記載されていますが、異常を発見した場合に貴市へ報告するのみと考えてよろしいでしょうか。	募集要項に記載のア～エの項目に異常がある場合については、速やかに道路管理者へ報告してください。ただし、提案による高架下店舗の配置、形状その他により必要な点検が容易に実施できない場合があるため、点検方法等については、道路占用申請の際に道路管理者と別途協議してください。
38	募集要項	20	3 高架躯体点検及びメンテナンス工事対応について	高架下店舗について、駅舎と一体で行う消防の定期点検にかかる費用は、駅舎と高架下店舗で敷地面積按分すると考えてよろしいでしょうか。	駅舎と高架下店舗については、一の防火対象物となるため、消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等点検については、原則、一体として消防本部に報告してください。ただし、入居する店舗用途や構造・形状により、設置される消防用設備等の系統を別とすることが可能であれば、点検費用については、高架下店舗の範囲を事業者負担としてご検討ください。なお、自動火災報知設備等、駅舎と関係する設備については、点検業者との契約次第で費用を按分する必要性も含まれます。募集要項20頁「1 消防申請について」、ウの内容について遵守してください。



No.	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
39	箕面市まちづくり推進条例施行規則	-	別表7 隣地境界線までの50cm以上の空間確保	北側交通広場の一部分を敷地とする立体利用施設において、この規定に則って計画した場合、立体利用施設（事業者整備）とバスシェルター（市整備）の間に屋根のかからない空間が生じることから、利用者視点では不便であると考えられるため、適用を除外いただくことは可能でしょうか。	箕面市まちづくり推進条例施行規則における外壁の隣地空間距離の取り扱いについては、防火地域及び準防火地域で、かつ、隣接土地所有者の同意がある場合は、適用除外となるため、事業者と市の間で同意書を交わすこととします。
40	都市計画法	-	立体利用施設の地上階における交通広場への付帯機能の提案可否	北側交通広場の地上階は都市計画法第11条第3項同施行令に基づく立体都市計画（交通広場）であり、都市計画に適合して行う行為は可能（同法第53条第3号、同施行令第37条の2）とあります。都市計画に適合して行う行為として、立体利用施設の地上階に駅前の更なるにぎわい創出のための交流機能や利用者の利便性を向上するためのサービス機能を有する施設に関する提案は可能でしょうか。	交通広場として必要な交通空間機能（駅前広場における交通手段相互の乗り換え及び歩行が効率的かつスムーズに行われるための駅前広場内での歩道、車道、バス乗降場、タクシー乗降場などの空間）を害することなく、環境空間機能（人々が憩い、集い、語らうための「交流機能」、利用者に各種サービスを提供する「サービス機能」等）を設置することは可能です。ただし、その場合は、将来にわたって都市計画施設（交通広場）の維持管理上支障とならないことが担保できるよう、市と事業者において別途協議することとします。
41	事業範囲	-	敷地範囲	北側交通広場の立体利用範囲及び高架下店舗の事業範囲が明確に分かるCADデータをいただけますでしょうか。また、高架下店舗の計画検討のため、駅舎高架躯体のCADデータをいただけますでしょうか。	事業範囲及び駅舎高架躯体CADデータをCD-Rに保存し配布します。また、希望者は、令和3年3月3日までに電子メールにて申込をしてください。申込方法は、募集要項9頁「3応募事務（2）募集要項等関連資料の配付」を参照し、メール件名は「事業範囲及び駅舎高架躯体CADデータ（事業者名）」に替えてお送りください。
42	昇降施設清掃業務委託仕様書	1	2. 委託業務実施計画書の提出	委託業務実施計画書の提出は、内容の変更がない限り初回のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
43	昇降施設清掃業務委託仕様書	1	5. 業務報告	報告頻度は原則月1回とし、別途貴市から報告を求められた際に報告する形でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	エレベータ自動点検付遠隔監視サービス特記仕様書	4	4. 報告書	遠隔監視サービス特記仕様書内に記載されている施行計画書の提出は、内容の変更がない限り初回のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	確認書	-	-	確認書の締結はいつ頃を想定しておられますでしょうか。	各種契約の締結時（令和3年4月30日（金）予定）を想定しています。
46	配布資料 a	-	-	駅舎の工事ヤードと立体利用施設及び高架下店舗の工事ヤードは同一敷地内にありますが、統括安全衛生責任者はそれぞれで選任するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	様式4-4	-	-	収支差の欄には何を記載すればよろしいでしょうか。	主に複数の従業員を雇用する事業者は経常利益のみをご記載ください。個人である事業者等は収支差をご記載ください。
48	様式4-5	-	-	営業活動によるキャッシュフローにつき、連結親会社のものしか公表数値として作成していないため、連結親会社の数値にて提出してもよろしいでしょうか。	様式4-5について、注釈に示すとおり、応募者が連結親会社の場合は、連結財務諸表、連結子会社の場合は、単体の財務諸表の数値を用いてください。
49	様式4-6	-	-	「箕面市内の本店、支店、営業所の有無」について、応募者が運営する商業施設が箕面市内にある場合は「有」と記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
50	(仮称)新箕面駅交通広場等基本設計(抜粋版)	-	-	提案書作成のため、参考計画図一式のCADデータをいただきたいです。	No.25の質問に対する回答をご確認ください。
51	別途配布資料(地下埋設物)	-	インフラ埋設管の引渡状態	インフラ配管については、雨水・上水・電気配管はバスターミナル・立体利用施設ともに利用が見込まれますが、汚水・ガス配管は立体利用施設単独での利用となることが想定されます。 交通広場南側から引き込みを行う前提で、雨水・上水・電気配管は、バスターミナル工事で立体利用施設との敷地境界までの引き込みを行って、そこへの接続のみを事業者が行う計画とし、汚水・ガス配管は事業者がバスターミナル敷地を經由して引き込みを行う計画としてよろしいでしょうか。	インフラ配管について、バスターミナルを經由して引き込みを行うことについては可能ですが、雨水・上水・電気配線については、バスターミナルのインフラと共存せず単独でご検討ください。また、北側交通広場との地下埋設物の干渉条件としましては、募集要項17頁「6北側交通広場地下埋設物の干渉について」をご参照ください。
52	別途配布資料(地下埋設物)	-	インフラ埋設管の引渡状態	上記バスターミナル敷地を經由しなければ配管ができないため、占用使用料は不要と考えてよろしいでしょうか。	バスターミナルの敷地内の配管につきましては、占用使用料は不要としますが、道路内の配管につきましては、道路占用料が発生します。
53	別途配布資料(地下埋設物)	-	インフラ埋設管の引渡状態	上記インフラ配管工事の施工時期はバスターミナル工事及び立体利用施設の工事進捗を鑑み、協議の上決定できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。